
第4回 日吉津村議会定例会会議録 (第5日)

令和元年12月13日(金曜日)

議事日程(第5号)

令和元年12月13日 午後1時30分 開議

- 日程第1 陳情第12号 汚染土および放射性物質等の持ち込み拒否に関する条例の制定の陳情について
- 日程第2 議案第42号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について
- 日程第3 議案第43号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第4 議案第44号 日吉津村下水道事業の設置等に関する条例について
- 日程第5 議案第45号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第6 議案第46号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第48号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第4回)について
- 日程第8 議案第49号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第9 議案第50号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第10 議案第51号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第2回)について
- 日程第11 議案第52号 会計年度任用職員制度の導入に伴う鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議について
- 日程第12 発議第10号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について
- 日程第13 議案第53号 日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 15 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 16 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 陳情第 12 号 汚染土および放射性物質等の持ち込み拒否に関する条例の制定の陳情
について

日程第 2 議案第 42 号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

日程第 3 議案第 43 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整備に関する条例について

日程第 4 議案第 44 号 日吉津村下水道事業の設置等に関する条例について

日程第 5 議案第 45 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法
律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につい
て

日程第 6 議案第 46 号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 48 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 4 回)について

日程第 8 議案第 49 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予
算(第 2 回)について

日程第 9 議案第 50 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2
回)について

日程第 10 議案第 51 号 令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第 2
回)について

日程第 11 議案第 52 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う鳥取県西部町村情報公開・個人情報
保護審査会共同設置規約を変更する協議について

日程第 12 発議第 10 号 厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について

日程第 13 議案第 53 号 日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 14 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 15 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 16 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1 番 長谷川 康 弘	2 番 山 路 有
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 井 藤 稔

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦	総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子	福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則	教育長 井 田 博 之
教育課長 松 尾 達 志	会計管理者 西 珠 生

午後 1 時 30 分 開議

○議長（井藤 稔君） 皆さん、こんにちは、いよいよ第 4 回定例会も最終日となりました。ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1 陳情第 12 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 1、陳情第 12 号汚染土および放射性物質等の持ち込み拒否に関する条例の制定の陳情についてを議題といたします。本陳情は本会議において、総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（3 番 橋井 満義君） ただいま議長の方から御説明がありました陳情第 12 号について報告いたします。本陳情につきましては、すでに 6 月定例会に提案をされ、そして 9 月定例会には継続調査となっております。本 12 月定例会前におきまして、総務経済常任委員会で再度審議をし、その結果としまして不採択ということでございます。

これらの意見につきましては、各議員からさまざまな発言がございました。その大まかな内容についてご説明申し上げます。本汚染土につきまして放射性物質の許容量、中身、そしてそれらの値が今だかつて確実な認定なものではないという、信憑性に乏しいことであります。そして放射性物質が、今後ともわが日吉津村におきまして万が一の場合、鹿島原発等からの汚染が生じた場合についてもどう対処するかというような、現実的な問題もひとつはございました。というような観点から、即決として本陳情に対する一切持ち込まないということに対しての発言はいかなものかという、大筋な意見が大半であったということでございます。

本陳情につきましては、以上の結果を持ちまして不採択すべきという結果になりましたことをご報告を申し上げます。

以上、総務経済常任委員会からの報告でございます。

○議長（井藤 稔君） 報告が終わりましたので、陳情第 12 号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。委員長報告に対し、反対、賛成の順で行います。討論についてはその趣旨をわかりやすく、そして簡潔明瞭にお願いすることを冒頭に申し上げます。それでは始めに委員長報告に対する反対討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですのでこれで討論を終わります。

これから陳情第 12 号を採決いたします。本陳情に対する委員長の報告は、不採択すべきもの

であります。これから原案について採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を願います。

[起立なし]

○議長（井藤 稔君） 起立なしと認めます。したがって、陳情第 12 号は不採択することに決定いたしました。

日程第 2 議案第 42 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 2、議案第 42 号吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 43 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 3、議案第 43 号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 43 号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 44 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 4、議案第 44 号日吉津村下水道事業の設置等に関する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 45 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 5、議案第 45 号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 45 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 46 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 6、議案第 46 号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 46 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 46 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 48 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 7、議案第 48 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 49 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 8、議案第 49 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 49 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 50 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 9、議案第 50 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 50 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 51 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 10、議案第 51 号令和元年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 52 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 11、議案第 52 号会計年度任用職員制度の導入に伴う鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置規約を変更する協議についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 52 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 発議第 10 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 12、発議第 10 号厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者から提案説明を求めます。

三島議会運営委員長。

○議会運営委員長(4 番 三島 尋子君) 発議第 10 号、令和元年 12 月 13 日、日吉津村議会議長井藤稔様、提出者、議会運営委員長三島尋子。厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに日吉津村議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。提出の理由、地方議会議員年金制度は平成の大合併により議員数が激減し、急激に財政が悪化したことが要因で平成 23 年 6 月廃止に至りました。制度廃止法案の委員会採決に際し、衆参両院議員の総務委員会において地方議会議員年金制度廃止後、おおむね 1 年を目途として、地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について、検討を行う旨の付帯決議が全会一致で可決されております。このことを踏まえ、厚生年金への地方議会議員の加入について、これまでも議会 3 団体が連携しその実現を強力に要請されてきたところであります。

現在、議員年金がない元で将来の保証がないことから、経済的余裕のあるものしか地方議員になれない状況です。地方議員を含む厚生年金の加入者が増加することは、年金制度全体の安定に資することとなります。また、民間企業等に勤務するものが議員に転身しても、切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後の生活の心配を軽減し、議員を志す環境が整うこととなります。地方議会における多様で優位な人材確保に繋がっていくと考えるものです。

一方厚生年金に地方議会が加入した場合、都道府県、市区町村全体の影響額は 200 億円の公費負担が生じるとの指摘もあります。しかしこれは会社、法人とまったく同様の制度による事業主負担であり、首長、自治体職員と同様に地方公務員共済組合を経由して、厚生年金に加入します。議員個人の掛け金と同額を、各自治体で負担するものであって、地方財政措置がなされるものと考えられております。このような状況を踏まえ、国民の幅広い政治参加や地方議員における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するものです。議員の皆さまのご賛同のほどをよろしくお願い申し上げ、提出の理由といたし

ます。

○議長(井藤 稔君) 以上で提案説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井藤 稔君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井藤 稔君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第 10 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井藤 稔君) 異議なしと認めます。したがって、発議第 10 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 53 号

○議長(井藤 稔君) 日程第 13、議案第 53 号日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長(中田 達彦君) ただいま議題となりました、議案第 53 号日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

この条例改正については、本議会に一度提案させていただきましたが、改正前の条文に誤りがあったため取り下げさせていただきました。このたび改正前の条文を訂正し、再提案させていただくものでございます。

内容は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内各府令の交付に合わせて、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を追加するなど、処要の改正を行うものでございます。

以上、議案第 53 号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案者からの説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。3点ほど質問させていただきます。この改正になったこの条例ですけれども、子ども子育て支援法を基にして改正はなりましたが、保育料は無償で、副食費は公費負担するということで決めていただいておりますけれども、これについて保護者の方への説明はどのようになっているかということをお聞かせ下さい。

それと先ほど全員協議会で、42条の件についてとそれから13条についての説明は受けましたけれども、すみません、二重になりますもう一度ここ、簡単にでいいですけれども説明をお願いいたします。

それと今回規則っていうのは、前回私一般質問でもさせていただきましたけれども、まだできていないということはありませんでしたが、資料要求をいたしましてその時に提出いただいたものがございまして。条例の付随をした規則ですので、質問をさせていただいていいかなと思うんですけれども、この規則にほとんどが決まっているわけですね、延長保育とか、一時保育とか、料金はいくらするとかどうかということが、そういうことについてが全然わかりませんので、ちょっと調べてみまして、日吉津村の場合ですけれども保育時間っていうのは条例で定められていますか。多分8時半から4時まででしょうか。その時間のことがあります。延長保育というのがありますけれども、今後10月1日からの改正のを見ても標準保育時間というのと、短時間保育というのに分かれているようですが、それを見ますと標準保育時間というのは11時間まで、それと短時間保育というのが8時間までっていうふうになっておるようですね。そういう規則で今後表が変わってくるようだけれども、延長保育ということをおこなった人が、標準保育時間で契約をすれば、延長保育料は払わなくてもいいのかなのかということをお伺いいたします。まあとりあえずそこ、お願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。まずあの、保護者に対する周知ということでございますが、10月が始まりましてから集まってもらって直接お話しはしておりませんが、全保護者の方にこういうふうに制度改正になりますよというチラシを配布をさせていただいております。

それから次の第13条第42条ということでございます。第13条につきましては追加議案のです

ね、6ページになります。13条の第4項になろうかと思えます。食事の提供ということで追加になっておりますが、その取扱いが変わるということでございます。まず4項のアなんですけれども、これはアの所得によってですね、食事の提供の費用を受け取らないというものが明記されております。だいたい年収が、360万未満の相当世帯の子どもが対象になるというふうになります。それからイのところは、すべての世帯の第3子以降の子どもについての副食費は取らないということになっております。それからウのところにつきましては、3歳未満の子どもは食事の提供の費用は受け取らないということでございまして、これがそもそもの概念が3歳未満の方は食費というものが保育料に含まれてございますので、もともとの食事の、更に食事の提供の費用ということはないということでございます。それで先ほど議員の方からもご紹介をいただきましたけれども、本村の方は副食費につきましては3歳から5歳は全て村が独自負担をするということで、ゼロ歳から2歳につきましては国の基準どおりに非課税世帯を無償化にするということで運用をしているところでございます。

つづきまして42条でございます。42条はですね、14ページでございます。14ページの下段の方に特定教育保育施設との連携ということで、この条文の見出しが書かれてございます。それで第2項、第3項、4項、5項が追加になっておりますけれども、この度の保育料の無償化にあたりまして、後段でも条文が追加になっておりますけれども、特定子ども子育て保育施設というものも保育料の無償化になります。その対象施設といいますのは未移行の幼稚園ですとか、預かり保育をしているところ、一時預かりをしているところ、それから特別支援学校、さらには認可外の保育施設とか、子育て延長活動支援事業をやっているところ、つまりファミリーサポートセンター、そういったものも無償化の対象になります。そういったところが事業運営をするにあたって、しっかり保育教育が保障されるようにという意味があって、その特定教育保育施設との連携を図って下さい。そういうものをしっかり土台を固めておいて下さいと、固めなきゃいけませんよという意味あい、この42条の2項が追加をされております。そしてそれを市町村長が、しっかり監督しなさいということで定めてあるということでございます。

それから保育時間のことにつきましては、まず短時間保育、標準保育というものが設けられました子ども子育て支援法ということで、その時点から、すみません。規則ということなんですけれども、運用は規則も定めてして、その国基準でさせていただいております。それで市町村としては、まず、その保育の必要量というのが、要は標準かそれとも短時間かという所の判断になるんですけれども、その必要量を定める必要があります。まずそこで定めて、この方は標準時間な

のか、短時間なのかという判断をいたします。それで標準時間というのがいってみれば11時間という一番長い時間帯になりますので、そこに認められれば延長保育という、いや、30分ぐらい延長保育がはいつてきます、一番長くても、もちろん、そこについてはそれが必要であれば、やはり延長保育の料金というのは、発生するというふうになります。もちろん短時間の方で延長があれば、延長保育の料金も発生してくるということになります。以上でございます。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。標準保育時間と短時間保育で定められていますが、村で決めていく場合は必ずしもそれに沿わなくても、それ以内ならいいということで決めるんですか。一応資料でいただいた分にはそういうふうな金額が載っています。10月からの保育料基準額表というのをいただきまして、今後こういうふうになるのかなっていうふうに見させていただきましたが、保育料ゼロになるというのは、8時間までの人がゼロとかそういうことではないということですね。日吉津村の場合は、一応保育時間というのは何時間が定められていますでしょうか。何時から何時までが、標準というか、条例で定められていますでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） ちょっとです、今時間帯をはっきり把握しておりませんが、11時間で定めてあります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） わたしの見方がちょっと違ってたかも知れませんが、職員さんの勤務時間というのは、役場の職員の勤務時間で8時半から17時15分までということで決まっていますが、保育所に保育時間というのがないじゃないかなと思って見ました。それでいつからその延長になってどうなるのか、これまでそう気に留めていませんでしたけれども、今回大きく改正になったのでちょっと調べてみて、えっということを感じました。その点をちょっと調べてみていただきたいと思うんですけども、その時間11時間を設定した人には、延長保育その時間内だったら、延長保育というのはないのかなということをおたくしは感じ取っているんですけども、そういう考え方では違うんでしょうか。8時間の人は8時間、それ以上にたまになんか用事があって伸びた時とか、まあ1時間見て下さいって言った時に延長保育そんなのになるのかなとか、そういうことを思いましたけれども、一時預かりというようなそういうことも定めてないのかなということをおたくしは思いましたが、わたしの見方が違ってますでしょうか。その点はいかがでしょう。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 短時間保育、それから標準時間保育というのはきちっと時間帯が定めてあります。それである職員につきましては、職員勤務時間はもう決まっていますので、それを早番遅番というような形で、対応させていただいているということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。ちょっとまず最初に、今の議論の関係なんですけれども、結局11時間、8時間のいわゆる保育の認定がされて、その保育所の開所時間と別に要するに8時間取った場合は、開所時間、いわゆる閉所時間というんですかね。要するに通常の保育時間を超えた場合は、延長が発生するというようなことじゃなかったですか。ちらっとそんなふうに聞いているんで、たとえば村の保育所かどうかというのはわからんですけれども、村の保育所の場合も、そういう保育がうまく認められるかどうか知りませんが、同じ11時間でも村の保育所の正規の時間を超えた場合は、延長になるというふうなことでなんとなくどっか見たんですので、その辺をちょっともうちょっと、明確にさせていただくといいなというのが1点。

それからですね、この議案に直接ではないのかも知れませんが、いわゆる保育料が無償化になることで、村内の潜在的な保育ニーズといいますかね。従来ですと、保育所にあずけなくても自宅でみようと思って保育料も掛かるから、あるいは幼稚園も掛かるから自宅でみとったやな人が今回の改正によって、いわゆる保育所に出したい、あずかってほしい家庭が増えるのではないかと、あるいは一方は家庭的な保育なんか、短時間でもあずけようということになるのかなと、そういったニーズが膨らむということが予測されるのではないかと思うんですけれども、その辺がまだ保護者から、そういうまだ要望を受けてないかも知れませんがその感じとしてですね、ニーズが広がるのではないかと、それに対する保育側の対応が大変だということになりはしないかなとちょっと心配するんですけれども、その辺が今どういうふうに見込まれているかということが2点目ですね。

それから3点目は、今の連携の問題ですね、42条の連携の問題でいろんなことを村長が判断をしたり、連携するようになっているんですけれども、具体的にはこれは規則を見てないんですけれども、もう少しですね、いわゆる指導項目とか連携の内容ですね、こういうふうな報告したり協議をする必要があるとか、そういったことが決められるのかどうなのか、ある程度そこ、かなり細かく決めとかなないと、いわばうちの保育所やなんか連携をする場合にどういうふうにする

ね、指導したらいいのかなというのが、非常に現場はとまどいがあるのかなあというふうにとちょっと思うもんですから、その辺について伺いたいのと、それとその42条の部分がですね、附則の最後の方で経過措置が10年ということになっていまして、これはまあ内閣府令なんかに基づくもんだと思いますが、なんかちょっとですね、連携をしつつ経過措置が10年というのはわたしが単純に見ると、非常にあいまいなものだなあと、なんか本当に責任が持てるような内容になるのかというような感じをちょっと感じたもんですから、その辺について問題点がないかどうかということですね。

それからもう1点ですね、似たような感じですが、21ページの53条ですね。いわゆる運営基準というものが定めてあって、かなりの項目が細かく決められておりますので、これあのさっき聞いたような連携の内容にもつながるのかも知れませんが、これだけの項目をですね、いわば主導したり、受け止める村の立場というのは非常に大変かなというふうに思うわけですが、その辺の村の体制ということで問題はないのか、どういうふうに対処するのかというような点をお聞かせいただきたいと、以上です。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まず、保育時間の関係ですけれども、標準時間、短時間保育の8時間、11時間については時間が決まっております、それから最後日吉津保育所が閉館する時間というのが決まっております。標準時間の後に30分まだ余裕がありますので、そこを利用されると延長保育というような感じで使っていただくということになります。

それから連携の内容につきまして、42条の詳細ということなんですけれども、まだそのどういった内容でとか、とういったことを評価するのかという、こと細かいことは定めておりませんので、いずれにしてもそれが指針がないと、基準がないと平等な評価ができませんので、それはこれから定めていくようになるというふうに思っております。

それから無償化になって入園者が増えるんじゃないかというようなところなんですけれども、われわれもそういうことが起こるのかなというようなことは思っていたんですが、今のところは実際、特に増えたというようなことはなくてですね、日吉津の場合は待機児童ゼロということでやってきておまして、保育を受けたい方については今のところ、皆さんがそういった入所できてくるのかなというような捉え方はしているところであります。

それから一番最後の附則のですね、まあ現行5年が10年に延長されたというところ26ページ

なんですけれども、国の方が言うておりますのには連携施設の要件をすべて満たした事業者というのがまだ46パーセントだということのデータを出してございまして、まだ役半分が確保できていないので、確保しないことができる経過期間を5年延長したということで、まだ現実がついて行っていないということで5年の延長があったというふうになっております。

それから21ページの、今回新たに追加されました特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準なんですけど、確かに議員のおっしゃるように、かなり細かいことが条文の中に謳ってございます。それでこれを、しっかりやっつけていかなきゃいけないというのは間違いないんですけども、対象となりますところが日吉津の場合は、今は実際ミニ公園が2園ぐらいの一応申請があつております。そのあたりでちょっと数が少ないですので、なんとかこれを照らし合わせながらベースを作っていけば、これから逆に増えたとしても対応していけるんじゃないかなというふうに考えておるところです。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） だいたいわかりましたが、ちょっともしかしたらわたしが読み切れてないかも知れません。連携の場合にですね、要するに村外の小規模な施設から日吉津村の保育所とか等に、連携というふうなそういうつながりというのは可能なかどうなのか、あるいはそういうことも今後起こりうるのかということ、ひとつ現時点でそういうことが予想されるかちょっと伺いたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。はっきりとしたことはまだ読み取ってないんですけども、やはりそういった村外との連携というのもありえるんじゃないかなというふうには考えておるところです。以上です。

○議長（井藤 稔君） よろしいですか、ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

日程第 14 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第 14、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 15 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第 15 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 16 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第 16、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第 17、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします

議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（井藤 稔君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案はすべて議了いたしました。これをもって、会議を閉じ令和元年第 4 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 20 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員